

令和5年1月26日

東浦町長 神谷明彦様

東浦町特別職報酬等審議会

会長 森本康夫



東浦町特別職の報酬等について（答申）

令和4年10月31日付け4東秘諮問第2987号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会においては、2回にわたり会議を開催し、県内他市町の特別職の報酬等の状況、県内他市町との年収での比較、活動状況、議員定数、本町の財政状況、人事院勧告等について分析をし、多角的な視点から審議を行った。

特別職の給料の額について、人口、財政規模等が類似している市町との比較では、やや低い水準にある。今年度においては、人事院勧告に基づき一般職の給料が引き上げになったこと、また、昨今の物価の上昇傾向を加味し、引き上げが望ましいとの意見もあったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、引き続き厳しい財政状況にあり、町内の商業、工業及び農業においても非常に厳しい状況が続くことが見込まれるため、本審議会の判断としては、特別職の給料月額を据え置きとすることが望ましいとの結論に至った。

議会議員の報酬の額について、人口、財政規模等が類似している市町との比較では、やや低い水準にあるが、議長、副議長、常任委員長及び議員の報酬月額については、特別職と同様の理由で据え置きとすることが望ましい。一方、議会運営委員長及び議会広報特別委員長については、現在、議員と同額の報酬月額であるが、議員と比較すると、職責及び仕事量が相当にあることから、常任委員長と同額の報酬月額

に引き上げることが望ましい。

次に、町長、副町長及び教育長の退職手当の支給水準について、人口、財政規模等が類似している市町との比較では、おおむね同水準にあり、また、愛知県退職手当組合の支給水準と同じであることから、その水準は妥当であると言える。

以上を踏まえて、特別職の報酬等及び退職手当の支給水準については、次のとおりとすることが適当であると判断する。

1 報酬等の額

議 長	月額	380,000円	(据え置き)
副議長	月額	300,000円	(据え置き)
常任委員長	月額	280,000円	(据え置き)
議会運営委員長	月額	280,000円	(引上げ)
議会広報特別委員長	月額	280,000円	(引上げ)
議 員	月額	270,000円	(据え置き)
町 長	月額	871,000円	(据え置き)
副町長	月額	682,000円	(据え置き)
教育長	月額	640,000円	(据え置き)

2 退職手当の支給水準

町 長	月率	39.2/100	(据え置き)
副町長	月率	23.5/100	(据え置き)
教育長	月率	19.1/100	(据え置き)

3 改定時期

令和5年5月1日

4 付帯意見

審議の結果、今年度は据え置きの答申となったが、給料及び報酬

の考え方として、「市」、「町」などの枠に捉われず、人口や財政規模等が類似する市町の給料及び報酬と同水準となるよう均衡を図っていくべきであり、次の2点を意見する。

- (1) 今後は社会情勢を注視しながら、段階的に引き上げを検討していくべきである。
- (2) 期末手当の加算率について、知多5町では同率となっているが、人口、財政規模等が類似している市町とは乖離しており、これらの市町と給料及び報酬の月額ベースでの均衡を図っても年収ベースで比較した場合に均衡が図られていないことから、町から説明があった期末手当の加算率を次期支給分から見直す考えについては、審議会として同意する。

(審議会開催)

第1回 令和4年12月26日(月)

第2回 令和5年1月16日(月)